

## 標準的な電子的記録様式における任意接種に係る 予防接種歴の取扱いについて（案）

### 委員からのご指摘について

- 乳幼児健診における市町村が電子的に記録する情報に関し、予防接種法に基づかないいわゆる任意の予防接種について、「定期接種は台帳が自治体にあるが、任意接種は自治体に接種歴の情報がないためどのように扱うのかについては整理が必要」との指摘があった。

### 任意接種に係る予防接種歴の取り扱いについて

- 予防接種法に基づく定期接種については、すでにマイナンバー制度における「番号利用」により、自治体が持つ接種歴の情報を電子化し、マイナポータルにおいて本人が閲覧できるシステムがあるが、任意接種については、接種歴を閲覧できるシステムはない。
- 任意接種に係る予防接種履歴を、接種を受けた本人が閲覧できる体制を整備することは、次世代を担う子供にとって、大きな利益となる。

（任意接種に係る予防接種歴を把握することが利益となる例）

おたふくかぜが流行した場合に、過去に予防接種を受けているかの確認ができる。  
外国に留学する際、過去の予防接種歴を確認できる。

※ なお、PHRの観点ではないが、自治体が地域の予防接種の状況を把握することにより、公衆衛生の見地から、感染症対策の立案、実施につなげることも可能となる。

- このため、任意接種についても、本人が接種歴を閲覧することが可能となるよう、標準的な電子的記録様式に任意接種に係る予防接種歴を含むこととしてはどうか。
- また、標準的な電子的記録様式に含むべき任意接種の種類については、
  - ・ ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンについては、平成 30 年 1 月に厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において報告された「定期接種化を検討しているワクチン」に挙げられており、今後検討が行われることとなっていること
  - ・ ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンは、母子健康手帳の任意様式に示されていることから、これらのワクチンの接種日については、全国的に把握できていることが期待されること
 以上より、ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンについて、母子健康手帳に基づき把握が可能な場合には入力できるよう下記の様な項目を示すこととしてはどうか。

### 【入力項目（案）】

ロタウイルスワクチン	1 回目接種	日付入力
	2 回目接種	日付入力
	3 回目接種	日付入力
おたふくかぜワクチン	1 回目接種	日付入力
	2 回目接種	日付入力